



感染症の集団発生時の対応について（施設等）

1 感染症予防、感染拡大防止について

【共通】

- ・正しい手洗い、うがいを心がけましょう。
- ・窓を開けて換気をしましょう。（機械換気がない場合には、1時間に2回程度・2方向で窓開けを）
- ・入所施設の場合、可能な限り患者を隔離しましょう。
- ・職員が正しく PPE 等を着用・脱衣しましょう。
- ・利用者、入居者の方が発症された場合には、施設医に相談のうえ早急に受診をお願いします。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症】

- ・適度な湿度（50～60%）を保ちましょう。
- ・インフルエンザワクチン/新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種を検討しましょう。

【ノロウイルス等の感染性胃腸炎】※施設内で嘔吐があった場合

- ・周囲の方を別の部屋に移動させましょう。
- ・マスク、手袋（2重）、エプロンを着用して処理しましょう。
- ・次亜塩素酸ナトリウムを用い、適切な濃度で希釈し、嘔吐物から半径 2m の範囲の床や壁を消毒しましょう。
- ・消毒液は、その都度作成しましょう。（消毒効果が時間とともに低下するため作り置きはしない。）
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、開封日を記載し、冷暗所で保管しましょう。

2 福祉保健センターへの報告

下記の報告基準に当てはまる場合には、栄福祉保健センター福祉保健課に速やかに電話でご連絡をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の場合の報告方法・報告については、栄区感染症だより vol.4（栄区役所 HP から確認可能）をご参考ください。

報告基準

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) 及び(1)(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

令和5年4月28日厚生労働省等発出「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について より

調査時のお願い

準備していただくもの

- 部屋、フロアの配置図
- 利用人数と内訳、職員数等
- 健康観察票（利用者・職員分）
- 行事予定表（前月と今月分）
- 献立表（前月と今月分）
- 調理従事者個人別健康観察記録
- 給食関係書類（前2週間）

調査時に聞き取ること

- 患者数、患者別状況、医療機関受診有無
- 重症者有無、治療状況
- 嘔吐時の状況
- 現在実施対応策
- 消毒方法や手洗いの指導・啓発方法
- 今後の行事予定等の確認
- 施設利用者やその家族への情報提供の状況

終息までの間、経過を確認いたします。

終息の目安とは？

- ①最終発症者から3日間
（新型コロナウイルス感染症は5日間）程度、
当該施設内での新規発症者が無いor
有症状者が日常レベル

かつ

- ②施設内での嘔吐が3日間無い場合



検便（複数名）のご協力をお願いする場合があります。

3 参考資料

介護現場における（施設系、通所系、訪問系サービスなど）感染対策の手引き第2版
（厚生労働省老健局）令和3年3月発行



栄区役所ホームページ〈栄区感染症だより〉
（過去の栄区感染症だよりも掲載しています）



栄福祉保健センター福祉保健課 健康づくり係
TEL：045-894-6964（平日）/045-894-8181（休日・夜間）
FAX：045-895-1759
E-mail：sa-kansen@city.yokohama.jp